

備前市立学校教育環境整備に関する基本的な考え方

諮問事項

1：備前市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について

(中間報告)

平成22年8月

備前市学校教育環境整備検討委員会

目 次

はじめに

1 備前市立小・中学校の状況	1
2 学校の小規模化に伴うメリット・デメリット	3
(1) 小規模化のメリット	3
(2) 小規模化のデメリット	3
3 適正な学校規模についての基本的な考え方	4
(1) 1学級当たりの児童生徒数について	4
(2) 適正な学校規模	4
4 適正な学校配置についての考え方	5
(1) 適正な学校規模確保に向けた考え方	5
(2) 適正規模確保における配慮事項	6
5 その他	6

諮問1：備前市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について

中間報告

はじめに

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化を始めあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会になると言われています。このような状況において日本では、学習指導要領の改訂期に当たり、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する理念に基づいて、新しい教育内容や時間数のもとに教育が始まろうとしています。

しかしながら、それらの教育を円滑に進めるためには、教育諸条件の整備や教員の資質・能力の向上等改善しなければならない数多くの案件が存在しております。その中の大きな問題の一つとして、全国的な規模で進行しつつある少子高齢化が挙げられます。特に少子化の問題は義務教育に深刻な影響を及ぼし、学校規模等の制約により複式学級の設置や小・中学校等の統廃合の問題が全国的に広がりつつあります。

備前市におきましても、この全国的な状況の例外ではなく、人口も児童・生徒数も緩やかに減少する傾向を示しております。この時期にあたり、備前市教育委員会は平成21年4月に「備前市立学校教育環境整備検討委員会条例」を制定し、平成21年8月19日、14名の委員からなる検討委員会を設置し、当委員会に次のことを諮問いたしました。

- 1．備前市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
- 2．備前市立小・中学校の適正化に向けての具体的な方策について

当委員会はこの2点の諮問事項に答えるため、今日まで現地視察を含む5回の委員会を開催し、備前市立小・中学校の児童・生徒数の推移、学級数、通学方法、学校の小規模化に伴うメリット・デメリット、適正な学校規模、適正な学校配置等について鋭意検討を重ね、その中間的な成果としての報告をここにまとめた次第です。

市民の皆様方におかれましては、この答申を十分お読みいただき、活発なご質問、ご意見等をお寄せいただきたく存じます。次代を担う大切な子どもたちが、学業と心身の健全な発達にとってより望ましい教育環境のもとで、学習に取り組めるようになることを強く期待いたします。

平成22年8月

備前市立学校教育環境整備検討委員会
委員長 野瀬 重人

1 備前市立小・中学校の状況

備前市においては、平成21年4月30日現在の人口は38,977人で、平成19年同月の40,710人から1,733人(4.4%)の減少となっています。

このような中で、本市の学校においても児童生徒数は減少傾向を示しています。市の推計(平成21年7月20日)による備前市立小中学校の児童生徒数の推移を、小学校児童数で見ると、合併時平成17年度の2,262人が、平成21年度には1,990人になっており、平成27年度には1,541人まで減少すると見込まれます。また、2年連続で新入生のない小学校も出現すると予測されます。

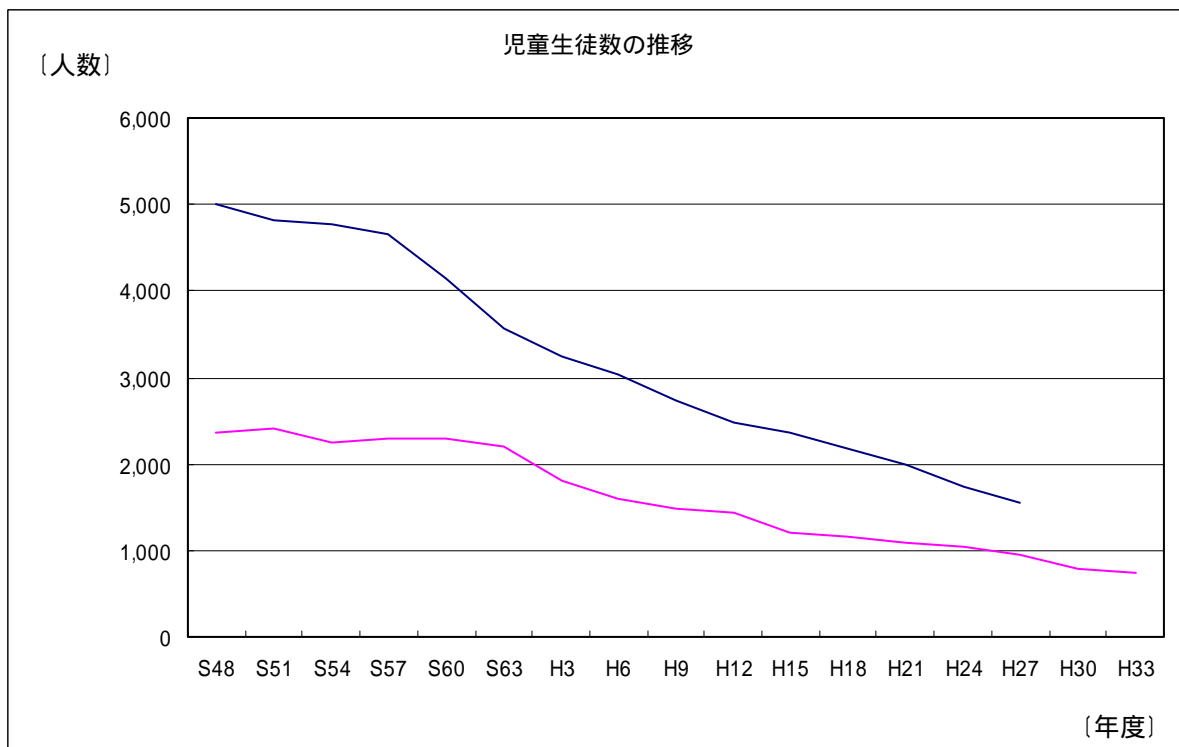
中学校生徒数で見ると、合併時平成17年度の1,157人が、平成21年度には1,085人となり、平成27年度には954人まで減少すると予測されます。

こうした児童・生徒数の減少により、今後一部複式学級、全学年が複式学級になる小学校や、1学級の児童数が10名程度の学校が増えていくこととなります。

児童生徒数の推移

H21.7.20推計

	S48	S51	S54	S57	S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30	H33
小学校	4,996	4,822	4,765	4,654	4,157	3,564	3,238	3,033	2,728	2,478	2,354	2,186	1,990	1,747	1,541	-	-
中学校	2,353	2,411	2,258	2,289	2,287	2,198	1,818	1,599	1,484	1,434	1,210	1,167	1,085	1,036	954	793	749



備前市の小中学校数については、平成17年の新備前市発足以後では、平成19年度末に大多府小学校が児童数の減少により廃校になった経緯があります。現在では中学校5校、小学校13校(休校中の日生西小学校鴻島分校を除く)となっておりますが、児童・生徒数、規模ともに学校間に大きな差が見られます。

平成21年度の備前市立小中学校の児童・生徒数及び学級数について、最大値と最少値の

比較、並びに学校間格差の実態を示すと次（表 - 1）のようになります。

同じく平成21年度の備前市立小中学校の1学級当たりの平均児童生徒数は（表 - 2）のようになります。

また、平成21年度の備前市立小中学校別の1学級（複式学級である学級も含む）当たりの児童生徒数の違いは（表 - 3）のようになります。

表 - 1 校種別児童生徒数並びに学級数の格差 （平成21年5月1日現在）

	児童生徒数（人）			学級数（学級）		
	最小	最大	格差	最小	最大	格差
小学校	8	386	48.3倍	2	12	6.0倍
中学校	72	482	6.7倍	3	13	4.3倍

（特別支援学級を除く）

表 - 2 1学級当たりの平均児童生徒数 （平成21年5月1日現在）

	1学級当たりの平均児童生徒数
小学校	24人（1,992人 / 83学級）
中学校	31.9人（1,085人 / 34学級）

（特別支援学級を除く）

表 - 3 1学級当たりの児童生徒数の違い （平成21年5月1日現在）

	最少学級児童生徒数（人）	最大学級児童生徒数（人）
小学校	4	40
中学校	20	39

通学区域の本市の状況については、通学距離が小学校では概ね4キロメートル、中学校では6キロメートルを最高限度とすることが適当（昭和31年文部事務次官通達）という基準から、小学校にあっては4キロメートル以上、中学校にあっては6キロメートル以上の通学児童生徒に対しては、遠距離通学費補助を行っています。また、児童にあっては2キロメートル以上4キロメートル未満、生徒にあっては5キロメートル以上6キロメートル未満のもので、かつ、公共交通機関を利用するものに対しては、準遠距離通学としての補助を行っています。本市における児童生徒の通学手段については（表 - 4）のようになります。なお、補助制度は平成25年度まで実質無償化の施策がとられています。

表 - 4 児童生徒の通学方法別の割合 （平成21年5月1日現在）

	小学校	中学校
徒歩通学割合	約85%	約29%
自転車通学割合	-	約63%
バス通学割合	約15%	約7%
電車・船通学割合	約0.2%	約1.4%
遠距離通学補助割合	約4.6%	約5.2%
準遠距離通学補助割合	約8.3%	約0.5%

2 学校の小規模化に伴うメリット・デメリット

少子化の進行に伴い、本市においても小・中学校の小規模化が進んでいます。この小規模化の状況が教育現場においてどのような影響を及ぼしているかを、小規模化に伴うメリット、デメリットという観点から確認を行うため、複式学級編制の小学校及び国が示している標準学校規模の小、中学校の視察を行いました。そして、本市における学校規模の適正化と適正配置について審議を重ねました。

(1) 小規模化のメリット

- ・ 児童・生徒一人一人の個性や能力、家庭環境等を把握しやすいため、丁寧で細やかな指導が行いやすい。
- ・ 全校の人数が少ないことから、学年を越えた異年齢の集団の中で生活することが多いため、我慢する心やリーダー性が育つ。
- ・ 少人数の中で多くの学級や学校の仕事や役割を分担していく必要があることから、責任感が育つ。
- ・ 運動会などの学校行事に地域全体で参加する等、学校、保護者、地域との密接で深い関係をつくりやすく、子どもを地域で育てるという機運が高まりやすい。
- ・ 兄弟・姉妹のような友達関係を構築しやすく、相互理解の中で安心感を得やすい。

(2) 小規模化のデメリット

- ・ 集団の中での友達関係(人間関係)が固定化されやすくなるとともに、子ども同士が切磋琢磨する機会が少なくなる。また、集団の中での学び合いが弱まり、活気や活力が低下しやすい。
- ・ 集団の中での自分の位置や、友達との距離感などを自然に身につけていく機会が少なく、クラス替え等による新たな出会いや人間関係を築くことが難しい。
- ・ 体育では集団で行うゲームが限られてしまい、音楽では合奏や合唱が成り立ちにくい。また、中学校では、野球やバレーボール等、単独校で成り立つ部活動が限られてくる。また、部の数が限られてきて生徒の選択肢が少なくなる。
- ・ 中学校は教科担任制なので9教科の教員が必要になるが、小規模中学校の場合、9教科の常勤教員を全て教諭や常勤講師で配置することが難しく、非常勤講師を配置せざるを得ない。

以上のようにメリットがある反面、少人数であるがゆえのデメリットも存在しています。教員と児童・生徒という観点で見えますと、個に応じた指導や個への関わりという点でメリットが多く指摘されました。その反面、集団の中における教育(児童・生徒同士)という観点で見えますと、友達関係や切磋琢磨等という点でデメリットが多く指摘されました。また、学校経営や教員の人数という面からのデメリットも指摘されました。

以上のことから、メリット・デメリットについて考慮した場合、小規模校には「個に応じたきめ細かな指導が可能である」等といった利点はありますが、学校の集団の力を借りて個を育てるといった教育的機能も重要であることから、学校規模については、ある程度の人数が

必要であると考えられます。したがって、児童・生徒にとって望ましい教育環境を提供するためには一定の学校規模を確保する必要があるとの結論に達しました。

3 適正な学校規模についての基本的な考え方

学校教育法施行規則第41条では「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とするが、地域の実態その他により特別の事情がある場合にはこの限りではない」（中学校も同様）とされています。本検討委員会では、この基準を目安としながら、「友だちがたくさん欲しい」といった、子どもたちの希望をかなえることなど、教育環境・条件の整備を目的にした観点から、備前市としての「適正規模」についての基本的な考え方を検討することとしました。

検討にあたっては、1学級の定員を40人とした通常学級を対象に検討を行いました。

ただし、小学校5・6年では学年3学級以上の学校で、1学級の定員を35人とした通常学級、中学校全学年では学年3学級以上の学校で、1学級の定員35人とした通常学級を対象にして検討を行いました。

特別支援学級は含まない

(1) 1学級当たりの児童生徒数について

児童・生徒一人一人へのきめ細かな指導が行き届くという視点からは、1学級当たりの児童生徒数が少ない方が望ましいと考えられます。しかし、子ども同士のコミュニケーションの機会の確保やグループ学習等での話し合い活動において、協同化が図られたり思考の多様化が図られたりする等の長所から、小学校高学年では、5～6人を1班として、4班～5班の規模が望ましく、低学年では、3～4人を1班として、5班～6班の規模が望ましいと考えられます。

集団で行う運動種目や音楽の合唱や合奏等、ある一定の人数が必要な活動を行うには、1学級にある程度以上のチームを編成できたり、ある程度の楽器の組み合わせができる人数が必要と考えられます。

このことから、小学校における1学級当たりの人数は、高学年においては20人～30人、低学年では15人～25人が望ましいと考えられます。中学校においては、小学校高学年の人数を参考に入れ、20人～30人が望ましいと考えられます。

(表-5) 参照

(2) 適正な学校規模

適正な学校規模を考える上で一番に審議されたのが、クラス替えが可能であるかどうかという点でした。クラス替えは子どもたちの楽しみでもあり、学年を区切りとして新しい人間関係を築いていくための大きな意欲につながっています。子どもたちは、クラス替えを通じて、多様な価値観や学習意欲を身につける機会が増えていくと考えられます。また、単学級による人間関係の固定化の弊害やクラブ活動での選択肢の確保、体育会、文化祭などの学校行事における取組などから考えると1学年2クラス以上の学級があることが望ましいと考えます。

また、教員の側にとっても、1学年に複数の学級があることで、教員相互に指導法

等について協議したり学び合ったりしながら切磋琢磨できることや、校務分掌の分担という面からメリットがあります。

これらのことから、小学校においては、1学年2学級、全体で12学級以上の学校規模が望ましいと考えられます。(表-5)参照

中学校においては、教科担任制を考慮して、授業数の多い教科においては、複数の教員配置が可能な学級数を目安として考えていく必要があります。特に、授業時間が週3時間以上の教科は、同一学年ごとに固定化した教員が担当することが望ましいと考えます。また、学習面だけでなく、生徒が部活動の選択幅を広げることができる学校規模であることが必要です。

これらのことから、中学校では1学年当たり2～4学級の学校規模が望ましいと考えられます。

なお、適正規模についての上限については、小学校においては、18学級、中学校においては12学級を上回る学校規模の環境整備は、望ましくないと考えます。

以上のことから、備前市としての「適正な学校規模」を次(表-5)のように考えます。

表 - 5 適正な1学級あたりの人数 1学年あたりの学級数 学校規模

	学 級 (1学級あたりの人数)	学 年 (1学年の学級数)	学 校 (全学年の学級数)
小学校(低)	15人～25人	2～3学級	12～18学級
小学校(高)	20人～30人		
中学校	20人～30人	2～4学級	6～12学級

4 適正な学校配置についての考え方

学校の配置については、市内の今後の人口予想を基に、適正な学校規模を踏まえて検討していくべきですが、各学校の今までの歴史や地域との関わり等を考慮して、既存の配置を基本としながら検討すべき学校を選定することが必要です。

また、具体的な個々の配置については、当該学校を始め、保護者や地域等との十分な検討の機会を設定することが必要です。

本委員会としては、今後の適正配置について具体的検討が十分なものとなるように考慮すべき点を次のようにまとめました。

(1) 適正な学校規模確保に向けた考え方

適正な学校規模を下回る場合

基本的には、統廃合も視野に入れた検討が望ましいと考えます。その際、近接・隣接する学校との関係を検討することが必要です。

逆に、小規模校ならではの特色が見いだされる可能性も考慮する必要があります。その際は、教員不足などの教育環境の整備に配慮する必要があります。また、1小学校1中学校の校区においては、市民のニーズに応じて、小学校6年間、中学校3年間を接続した9年間の学校生活の中で、計画的・継続的な教育課程を展開していく小中一貫教育につ

いて検討していくことも考える必要があります。

適正な学校規模を上回る学校の場合

本市における現状では、適正な学校規模を上回することは考えにくい状況はありますが、将来的に適正な規模を大きく上回る状態が続いた場合は、学校の分離新設や分離合併を視野に入れた検討が望ましいと考えます。

(2) 適正規模確保における配慮事項

通学区域について

通学区域については、現在備前市において、一部小学校区の弾力化や校区の境界地区における区域外就学の許可、及び近隣町村との申し合わせによる特例が見られます。

統廃合・分離等に関わり、通学区域の変更も考えられます。その際は、特例措置を考慮するとともに「通学距離・時間」「通学手段」「通学路の安全性」「地域性」等の総合的な検討が必要であり、地域の実情や保護者の意向に配慮した多様な工夫が望まれます。また、国から示されている通学区域制度の弾力的運用の考え方を踏まえ、小規模校入学特別認可制度 など併せて検討していくことが望ましいと考えます。

通学距離について

通学距離については、小学校では4 km以内、中学校では6 km以内という国の基準があります。適正配置を進めることによって通学距離がこの基準を上回る場合は、現在の遠距離通学費補助と準遠距離通学としての補助に併せて、発達年齢に即した適正な交通手段と安全の確保、適正な通学時間の観点から十分な配慮が必要です。

学校統廃合・分離等について

適正な学校規模を下回る場合には、隣接・近隣の学校との統廃合を、また、上回る場合には、学校の分離新設や分離合併を検討する必要があります。その際には、地域の実情や保護者の意向に配慮するとともに、公開制・透明性などに留意しながら、今後の時間的な見通しも明らかにする中で検討していくことが望ましいと考えます。

5 その他

小規模校入学特別認可制度 について審議していく過程では、学区の弾力的運用についても考慮すべきであるとの意見もありました。

小規模校入学特別認可制度とは、豊かな自然環境に恵まれた小規模校の学校で、自然に積極的にふれあい、地域との出会いや交流を大切にした教育活動の中で、豊かな人間性を培いたいと希望する児童・保護者に一定の条件を付して特別に入学（転学）を認め、多様な教育の機会を創出し、児童・保護者のニーズに応えようとするもの。